

函館市消防職員研修規程

平成21年4月1日
消防本部訓令第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条および消防組織法（昭和22年法律第226号）第52条の規定に基づき、函館市消防職員（以下「職員」という。）の資質および職務遂行に必要な能力の向上を図り、ならびに規律を保持するために実施する研修および教養訓練（以下「研修」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(研修の種類)

第2条 研修の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校研修 職員を、その職務に必要な知識および技術の習得ならびに人的資質および能力の向上を図るために、消防長が消防学校、消防大学校その他の教育機関へ派遣して行う研修
- (2) 一般研修 職員に、現在および将来にわたりその職務の遂行に必要なとする一般的な知識、技能等を習得させるために消防長が行う研修
- (3) 職場研修 所属の職員に、日常の職務を通じて、計画的かつ継続的に職務を遂行するために必要な知識および技能を修得させるために消防署長、課長、支署長、隊長、出張所長等（以下「署長等」という。）が行う研修
- (4) 資格技能研修 職員を、その職務の遂行に必要なとする資格または専門的な知識および技能を修得させるために研修機関、講習会等に派遣して消防長が行う研修
- (5) 新任者研修 消防長が、人員、予算等の理由により、新たに採用した職員を直ちに消防学校の初任教育に派遣することが困難と認めるときに、当該職員に対し消防実務を修得させるために行う研修
- (6) 能力向上研修 函館市職員研修規程（昭和49年函館市訓令第6号）に規定する研修その他前各号に掲げるもの以外の研修に職員を

参加させて行う研修

(研修計画)

第3条 消防長は、研修を適切かつ円滑に実施するため、毎年度研修計画を定めるものとする。

2 署長等は、前項の研修計画に従い、職場研修計画を定めなければならない。

(研修推進者の指定等)

第4条 消防長は、研修を推進するため、研修推進者を指定するものとする。

2 研修推進者は、効果的かつ効率的な研修の推進に努めなければならない。

3 研修推進者は、研修の実施結果を記録し、消防長に報告するものとする。

(職場研修担当者の指定等)

第5条 消防署長は、職場研修を効果的に行わせるため、職場研修担当者を指定するものとする。

2 職場研修担当者は、職場研修を積極的に推進するものとする。

3 副署長、支署長、隊長および出張所長等は、それぞれが実施した職場研修の実施結果を記録し、消防署長に報告するものとする。

(課長が実施する職場研修)

第6条 課長は、職場研修の実施結果を記録し、消防長に報告するものとする。

(研修を受ける職員の指定)

第7条 学校研修、一般研修、資格技能研修および能力向上研修を受ける職員は、署長または課長の推薦に基づき消防長が指定する。

(署長等の責務)

第8条 署長等は、研修を受けることを命ぜられた所属職員が、当該研修に専念できるよう配慮しなければならない。

(研修を受ける職員の義務)

第9条 研修を受けることを命ぜられた職員は、研修に専念しなければならない。

ならない。

2 研修を受けた職員は、研修により修得した知識、技能等を積極的に業務に反映させ、職場における当該知識、技能等の伝達に努めなければならない。

3 研修を受けた職員は、研修により取得した資格、免許等の保持に努めるほか、当該研修の内容に沿った自己啓発に努めなければならない。
(効果の測定)

第10条 消防長は、必要と認めるときは、研修に関する効果の測定を行うことができる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

2 函館市消防吏員教養規程（昭和49年函館市消防本部訓令第6号）は、廃止する。